二　第一条中マンションの管理の適正化の推進に関する法律第百六条の改正規定、同法第百九条の改正規定、同法第百十一条を削る改正規定、同法第百十二条を改め、同条を同法第百十一条とし、同法第百十二条の二を同法第百十二条とする改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十八条第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定（同条第三項にただし書を加える部分を除く。）、同法第七十三条に一項を加える改正規定、同法第八十三条第一号の改正規定及び同法第四十一条の十第一項の改正規定並びに次条第二項の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二条中マンションの建替え等の円滑化に関する法律第一条の改正規定（同条中「倒壊」の下に「、老朽化したマンションの損壊」を加える部分に限る。）、同法第百二条の改正規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、同法第百六条の改正規定、同法第百八条の改正規定（同条第十項の改正規定を除く。）、同法第百九条の改正規定並びに同法第百十条各号、第百十三条、第百十四条第一項及び第二項並びに第百十五条の改正規定並びに附則第三条第二項の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　前条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律第九十二条の二の規定の適用については、同条中「、第百六十三条第二項又は第二百十六条第二項」とあるのは「又は第百六十三条第二項」と、「、第百六十三条第一項又は第二百十六条第一項」とあるのは「又は第百六十三条第一項」とする。

2　前条第二号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律第百九条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第五条の八、第六十七条」とあるのは、「第六十七条」とする。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における第二条の規定による改正後のマンションの建替え等の円滑化の促進に関する法律第百一条第二項及び第百五条の二の規定の適用については、同項中「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」とあるのは「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）」と、「以下」とあるのは「第百六十三条第二項において」と、同条中「、マンション敷地売却又は敷地分割」とあるのは「又はマンション敷地売却」とする。

2　附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第二条の規定による改正前のマンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二条第一項の認定を受けたマンションは、第二条の規定による改正後のマンションの建替え等の円滑化に関する法律第百二条第一項（同条第二項第一号に係る部分に限る。）の認定を受けたマンションとみなす。

3　この法律の施行の際現にその名称中に敷地分割組合という文字を用いている者については、第二条の規定による改正後のマンションの建替え等の円滑化に関する法律第百六十七条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

**第四条**　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

**第五条**　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

**第六条**　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項中「並びに第九十七条第一項」を「、第九十七条第一項並びに第百七十条第一項（第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

（日本勤労者住宅協会法の一部改正）

**第七条**　日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第三章」を「第五章」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

**第八条**　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百五条の二に規定する業務を行うこと。

---

科学技術基本法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　高市　早苗
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

**法律第六十三号**

科学技術基本法等の一部を改正する法律

（科学技術基本法の一部改正）

**第一条**　科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

科学技術・イノベーション基本法

目次中「第八条」を「第十一条」に、「科学技術基本計画（第九条）」を「科学技術・イノベーション基本計画（第十二条）」に、「第十条―第十七条」を「第十三条―第二十条」に、「第十八条」を「第二十一条」に、「第十九条」を「第二十二条」に改める。

第一条中「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興」及び「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に、「を図り」を「及びイノベーションの創出の促進を図り」に改める。

第十九条を第二十二条とする。

第十八条中「科学技術活動」の下に「及びイノベーションの創出に係る活動」を、「おける科学技術」及び「国際的流通等科学技術」の下に「及びイノベーションの創出」を加え、第四章中同条を第二十一条とする。

第十七条の見出し中「民間」を「民間事業者」に改め、同条中「科学技術活動」の下に「及びイノベーションの創出に係る活動」を加え、「民間」を「民間事業者」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「研究開発」の下に「及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出」を加え、第三章中同条を第二十条とする。

第十六条の見出し中「公開等」を「活用等」に改め、同条中「公開」を「適切な保護及び公開」に、「及び」を「並びに」に改め、「実用化」の下に「及びこれによるイノベーションの創出」を加え、同条を第十九条とする。